

令和6年度

宇城市子育て世帯定住促進事業補助金

募集要項

事業趣旨

「子育て世帯定住促進事業補助金」は、年々減少傾向にある本市の人口を維持するため、子育て世帯の転入を促進し、定住に繋げ、地域活性化を図る事業です。



宇城市

1. 補助対象物件

宇城市内で取得する次の住宅が補助対象となります。ただし、住宅1戸につき1回に限りです。

- ① 新築住宅
- ② 建売住宅（未入居に限る。）

2. 補助対象者

次のすべての条件に該当する方が対象となります。

- ① 現在、宇城市外に在住
- ② 事前申請時、同世帯に小学校入学前の世帯員がいる。
- ③ 宇城市内の住宅の完成後（購入後）に、当該住宅に住所を異動する。

※補助申請者は、新築工事請負契約書（不動産売買契約書）と登記名義人に含まれる方に限りま
す。

※ただし、次の条件のいずれかに該当する場合は、補助金の交付を受けることはできません。

- ・市税を滞納している者
- ・3親等以内の親族間において、当該住宅の新築又は購入に係る契約を締結した者
- ・当該住宅に関して、国、県または市の制度による他の補助等を受けている者
- ・住宅の移転補償または移転補償の対象となった住宅の代替として、住宅を新築又は購入した者
- ・暴力団員もしくは暴力団、または暴力団員もしくは暴力団と密接な関係を有する者
- ・暴力団員もしくは暴力団、または暴力団員もしくは暴力団と密接な関係を有する者と本補助事
業に係る契約をした者

3. 補助額

50万円／戸

4. 申請方法

事前申請及び交付申請（実績報告）は、必要書類を添えて宇城市役所地域振興課にご提出くださ
い。必要書類については、「6. 申請の流れ」でご確認ください。

なお、申請書類は、地域振興課で配付するほか、宇城市ホームページからダウンロードできます。

5. 取材依頼

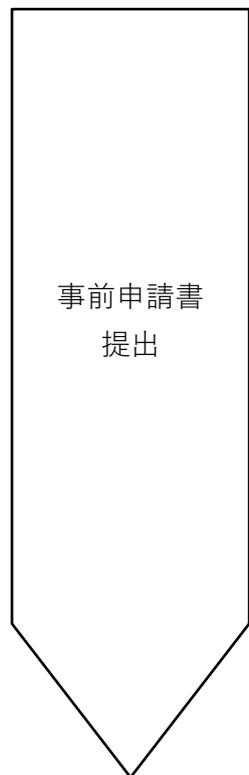
事業の周知や啓発活動の一環として、広報誌等の取材をお願いする場合があります。名前等の掲
載につきましてはご希望に応じます。



6. 申請の流れ



住宅の新築（購入）を考え始めたら、申請スケジュール等の確認のため、事前にご相談ください。



工事（売買）の契約の前に「事前申請書（様式第1号）」を提出します。
この時点で、同世帯内に小学校入学前の世帯員がいれば補助の対象になります。

No.	必要書類等	チェック
①	宇城市子育て世帯定住促進事業補助金事前申請書（様式第1号）	<input type="checkbox"/>
②	同意書（別紙1）	<input type="checkbox"/>
③	確認書（別紙2）	<input type="checkbox"/>
④	誓約書（別紙3）	<input type="checkbox"/>
⑤	世帯全員の住民票の写し（発行されて3か月以内のもの）	<input type="checkbox"/>
⑥	市税等の未納がないことの証明書（発行されて3か月以内のもの）	<input type="checkbox"/>



事前申請内容を審査し、その結果を「事前審査結果通知書（様式第2号）」にてお知らせします。



事前審査結果通知書が届いたら、工事（売買）契約の締結が可能です。

※なお、受け取る前に契約をすると、補助金の交付申請ができなくなります。

- 住宅を新築する場合は、通知日から1年以内に工事に着手してください。
- 購入の場合は、通知日と同年度内に補助金の交付申請をしてください。



住宅が完成（購入）したら、不動産登記・住所変更の手続きをしてください。



次ページへつづく

交付申請兼
実績報告

不動産登記・住所変更が完了したら、「交付申請書兼実績報告書（様式第3号）」を提出します。

申請期限は、住宅を新築した場合は、新築日から「**3か月以内**」、住宅を購入した場合は、売買日から「**3か月以内**」か「**令和7年3月14日**」のいずれか早い日までになります。

No.	必要書類等	チェック
①	宇城市子育て世帯定住促進事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第3号）	<input type="checkbox"/>
②	新築工事請負契約書または不動産売買契約書の写し	<input type="checkbox"/>
③	登記事項証明書（登記簿）の写し	<input type="checkbox"/>
④	工事費用または購入費用の支払額がわかる書類（領収書等）	<input type="checkbox"/>
⑤	位置図	<input type="checkbox"/>
⑥	住宅の全景がわかる写真	<input type="checkbox"/>
⑦	間取りがわかる図面等（併用住宅の場合に限る。）	<input type="checkbox"/>

補助の確定

交付申請書兼実績報告書の内容を審査し、現地調査を行い、内容が適当と認められた場合、「交付決定兼確定通知書」（様式第4号）」にてお知らせします。

請求書の提出

交付決定兼確定通知書が届いたら、「補助金請求書（様式第6号）」を提出します。

補助金の
支払い

請求書に記載されている口座に請求日から30日以内に補助金を支払います。

